

保護者様

滋賀県立北大津養護学校長

学校感染症による出席停止の報告について

先日ご報告いただきました疾患については、学校保健安全法第19条により医師から登校の許可が出るまで、出席停止となります。

つきましては、下記の報告書を保護者の方がご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

出席停止報告書

診断名	<ul style="list-style-type: none">・ 百日咳・ 風しん・ 水痘(みずぼうそう)・ 結核・ 流行性角結膜炎・ 腸管出血性大腸菌感染症・ その他の感染症 ()・ 麻しん(はしか)・ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・ 咽頭結膜熱(プール熱)・ 髄膜炎菌性髄膜炎・ 急性出血性結膜炎
発症日	令和 年 月 日
受診日	令和 年 月 日
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
医療機関・医師名 電話番号	

上記の通り、報告します。

令和 年 月 日

部 年 組 氏名

保護者氏名

印

【 主な学校感染症と出席停止期間 】

分類	疾患名	出席停止期間
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 感染性胃腸炎 溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症 など	